

学位論文審査基準

〔医療科学研究科 保健医療学専攻（博士前期課程）〕

医療科学研究科 保健医療学専攻(博士前期課程)において、学位論文を評価する際の審査基準は、次のとおりとする。

〔審査基準〕

(審査項目)

- 1) 当該専門分野における十分な知識を修得し、先行研究を的確に精査、検討し研究課題を導き出している。
- 2) 論文の記述(本文、図、表、引用文献など)が十分かつ適切であり、論理構成に整合性、一貫性を有している。
- 3) 独自性や新たな知見の観点から、当該専門分野の学術的価値を有している。

〔審査委員の体制〕

特別研究指導者による指導のもとに行われた研究業績を基に執筆された修士論文を主審査員1名、副審査員2名により審査し、最終試験を行う。

〔審査方法〕

審査委員は、提出された修士論文について、本研究科で定める学位論文評価基準に基づき審査を行う。その後、提出された修士論文に基づき発表と質疑応答を含む公聴会を開催し最終試験を行う。

〔論文の様式〕

言語は、日本語または英語とし、A4判縦置き横書きで作成すること。

著者は、当該学生1名の単著とする。

和文要旨は、1,000字程度で作成すること。

〔論文の条件〕

修士論文の主要部分の全部または一部に関連する国内・国外の学術団体主催の学術講演会・研究会などにおいて著者(ら)が発表していれば、この旨を修士論文中に明記すること。

なお、修士論文の内容の全部が関連する国内・国外の学術団体の機関誌およびこれに準ずる学術刊行物に原著論文として掲載されている場合は、修士論文としてこの別刷りを使用することができる。この場合の体裁はA4判にこだわらない。ただし、当該論文が共著の場合には当該学生が筆頭著者であることとする。また、論文の掲載が決定していれば、それを証明するものを添付して、論文原稿のコピー等を修士論文として使用することができる。